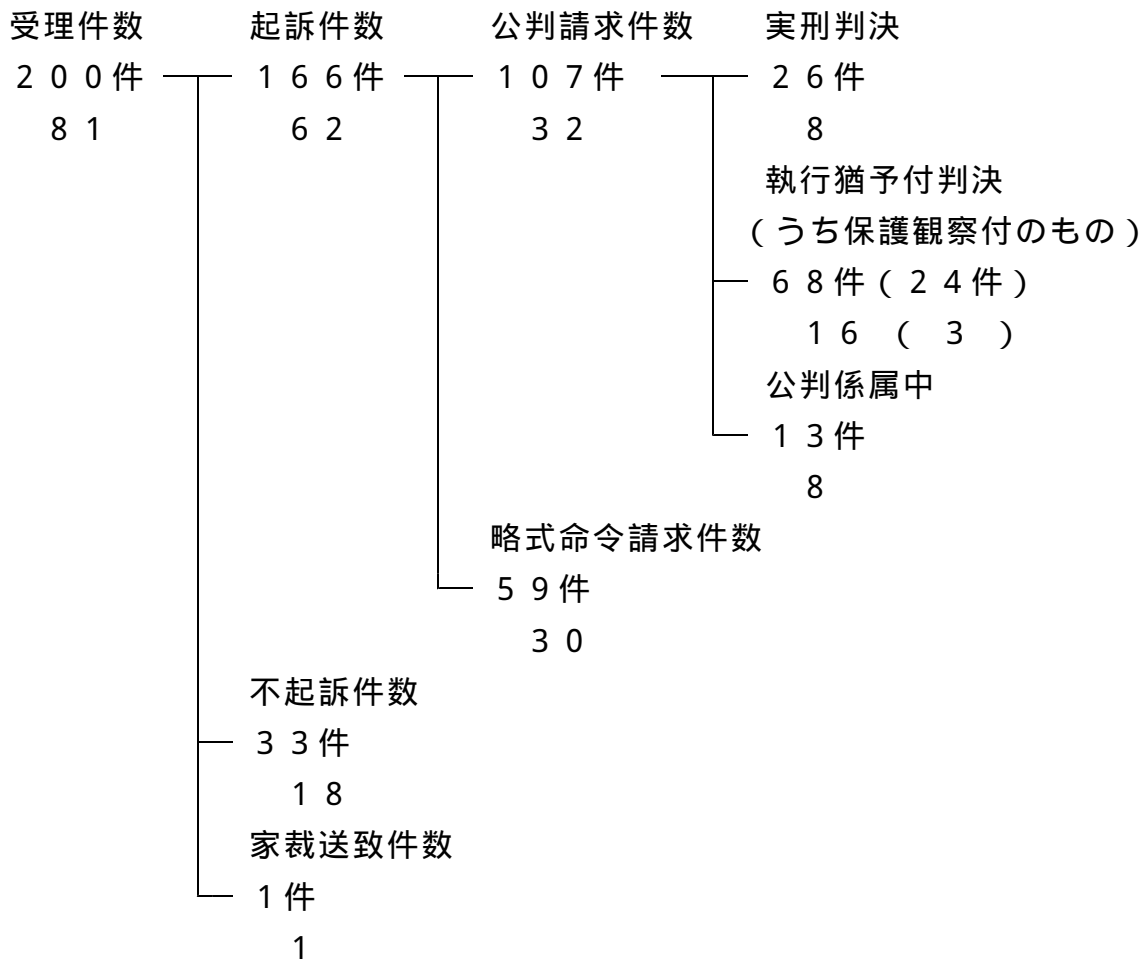


いわゆるDV法（保護命令）違反事件の受理処理の概況

法務省刑事局において、いわゆるDV法施行（平成13年10月13日）後、平成18年3月31日までに報告を受けたいわゆるDV法（保護命令）違反事件は200件であり、その処分状況は以下のとおりである。

内は平成16年12月1日から平成18年3月31日までに報告を受けた事件。



いわゆるDV法違反以外の事実（暴行・傷害・器物損壊等）を合わせて処理等がされた事案を含む。

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成12年～17年）

設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。

各月の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	年	12年()	13年	14年	15年	16年	17年
暴行虐待			1,145	2,166	2,412	2,478	2,285
強制強要 (セクハラ・ストーカー除く)		340	1,147	2,348	3,049	3,086	2,758
セクハラ		124	329	643	805	694	705
ストーカー		131	202	334	403	425	286
その他		1,731	6,800	17,454	22,446	20,225	18,287
合計(件)		2,326	9,623	22,945	29,115	26,908	24,321

平成12年は、7月～12月の集計

